

主税連

税理士法改正も正念場、青木執行部集大成！

「思いを一つに、納税者の権利擁護を目指して」

July.15.2013 No. **165**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168

Content

会長退任挨拶 P.3~5

この一年を振り返って 会長 青木 久直



各部長一年間を振り返って P.6~9

法対情報 P.9~18

法対部より活動報告 法対策部部長 坂井 昭彦

ご 案 内

第 46 回定期大会

2013 年 8 月 3 日 (土)

会場：仙台国際センター

皆様の参加をお待ちしております

全青税ホームページアドレス <http://www.aozei.com>

会長退任挨拶

この一年を振り返って

会長 青木久直

1. はじめに

全国青年税理士連盟（以下「当連盟」という。）会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は、当連盟の活動に深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

早いもので盛会のうちに終了した千葉大会から1年が経とうとし、退任の挨拶を申し上げる時期となりました。本年は税理士法改正が正念場で有ることから、今まで幾重にも議論を重ねてきた当連盟としての税理士法の改正を実現すべく「思いを一つに ～納税者の権利擁護を目指して～」をテーマにこの1年間活動を行って参りました。この1年を振り返ると、昨年12月の衆議院議員総選挙で自由民主党が圧勝し政権与党に返り咲き、第2次安倍内閣が発足しました。デフレ経済の克服を目標にアベノミクスが唱えられ、大胆な金融政策のもと円安・株高へと推移しています。一方、TPP、憲法改正問題や財政再建などの課題も残されています。また、2014年4月からは消費税が増税される予定です。東日本大震災については、いまだに復旧復興が進まず、多くの被災者が避難生活を余儀なくされており、1日も早い復旧復興を

お祈り申し上げます。この日本において、われわれ税理士が税の専門家として何が出来るのか、そして何をすべきなのかを考え、行動する事が大切であると考えます。

会長に就任以来今日まで活動を行って来られたのも執行部の皆様、理事の皆様、そして会員の皆様のご協力に寄るものと厚く感謝申し上げます。この1年、当連盟が取り組んできた事業について、以下に述べさせていただきます。



2. 税理士法改正について

税理士法改正については、最終局面に入り日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）が昨年9月の理事会で「税理士法に関する改正要望書」を機関決定し、平成25年度の通常国会で成立を目指しておりましたが残念ながら見送られることとな

りました。当連盟では、従前より税理士法改正について幾重にも議論を重ね、税理士法改正については「使命の明確化」、「信頼される資格取得制度の確立」、「税務官公庁からの独立性の確保」、「代理権限の拡充・強化」の4つを基本的考え方として意見表明を行うとともに、日税連との懇談会、また今回初めて行った日本税理士政治連盟との懇談会においても主張を行って参りました。税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護する使命があることをまず第1条に明記すべきであると考えます。また国家資格取得制度は、高度な専門的な能力を備えた者に一定の使命を負わせ、その使命を遂行させることにより国民の安全と権利を擁護する事を目的とするものであることから、税理士となる資格を有する者は、原則として税理士試験に合格した者に限定すべし、仮に、税務官公署等行政実務経験者・弁護士・公認会計士に対して例外的に税理士試験科目の免除規定を設ける場合には、合理性・妥当性のある科目に限定し、試験科目の免除は最小限にすべきであると考えます。そして今回の税理士法改正は、隣接職種の試験制度が変更されて初めての税理士法改正であることから、その改正の意味

は大変大きいと考えます。今回の税理士法改正が国民に信頼と安心を与え、我々税理士が将来に渡って品格と誇りを持ち、そして希望の持てる税理士制度へと発展する布石になればと思います。

TPPや日中韓FTAについても検討するため、昨年9月15日に行われた韓国税務士考試会（以下「考試会」という。）との勉強会では「税理士制度の改正について～韓国におけるFTAの影響を中心に～」をテーマに米韓FTAを参考に日本の税理士制度へ与える影響について検討しました。

3. 税制改正について

税制改正については、納税者全体の信頼に応え、国民のための租税制度の改善を目的に、当連盟における租税についての基本原則である「税制の公平性」「税制の中立性」「税制の簡素化」に沿って検討を行い、特に改善すべき重要な要望項目として「立法の透明化を図ること」「早期に国税通則法の目的規定を見直し、かつ、納税者権利憲章を制定すること」「消費税はその本質的な部分に欠陥がある

ため、安易に税率を引き上げ基幹税としないこと」の3つを掲げるとともに55項目に及ぶ「平成26年度税制改正に関する要望書」をとりまとめ、本年3月26日に日税連へ提出しました。消費税は2014年4月から8%、2015年10月から10%へと2段階で税率が引き上げられる予定です。財政再建問題や高齢化社会における社会保障の財源確保等取り組むべき問題はあるものの、消費税の増税は逆進性の問題、景気の後退、そして一番の問題は、消費税負担を価格へ転嫁出来ず事業者に帰着してしまうことであり、特に中小事業者にとっては無視できない大きな問題です。また、今年度は広く税制について検討すべく地方税についても要望項目をあげました。

4. 納税者を取り巻く諸問題に対して

先に改正された国税通則法は調査権限が強化され、本年1月から適用されていることからその運用について注視してきました。また、改正された国税通則法に対応すべく「税務調査立会記録簿」を改訂し、HP上に

アップし広く多くの方が利用出来るように準備を進めております。

納税者権利憲章の制定に関しては、日税連が平成25年度税制改正に関する建議書において「納税者権利憲章」ではなく「権利」の2文字をはずした「納税者憲章」という名称を用いて建議をされたことから、「納税者権利憲章」の「権利」という重要な2文字を除いて建議をされたことは、国民・納税者の視点に欠けた、本来あるべき方向性を見失った行為であり、納税者との信頼と絆により成り立つ税理士制度の根幹をゆるがす大きな問題として昨年11月15日に日税連宛に意見書を提出しました。

5. 韓国税務士考試会との交流について

考試会との勉強会は、お互いの国で相互に開催し広く会員の方々にご参加いただくようになって3回目を迎えることとなりました。昨年9月15日に大阪において「税理士制度の改正について～韓国におけるFTAの影響を中心に～」をテーマに開催致しました。当日は多くの会員の皆様にご参加いただき大変有意義な勉強会となりました。また、昨年11月23日には考試会の総会に出席させていただき、一つ一つの議案について熱く意見が繰り広げられている様子を拝見させて頂きました。考試会との友好関係は十数年になります。これまで積み上げてきた両会の友好関係がもっと深まることを願います。



▲青木会長(中)と執行部

6. 東日本大震災の被災者 支援について

東日本大震災がもたらした被害は甚大であることから、昨年に引き続き震災対策特別委員会を設置しました。全国青年司法書士協議会と連携し打ち合わせを行い、また、多くの会員の皆様に参加いただきたいことから東京青税・千葉青税・埼玉青税・神奈川青税と連携し、今年度は3月から5月に掛けて都合5回、岩手県宮古市のへ赴き、仮設住宅の談話室を借りて相談会を開催し、また談話室が無いところでは個別に訪問し支援を行いました。引き続き当連盟として長期的に支援活動を続けていきたいと思ひます。また、昨年5月の仙台理事会の際には前市木執行部のもと南三陸町を中心に被災地を視察いたしました。都市部では、復旧が進んでおりますが、一歩都市部を離れ、沿岸部へ目を向けると、がれきの山が残り、塩害で枯れた樹木や耕作の出来ない田、基礎のみを残す住宅の跡等、震災の惨状を目の当たりにしました。今年度の全国大会は東京青税が中心となり仙台の地で開催されます。また大会の翌日には復興支援バスツアーが企画され南三陸町、石巻を訪れます。現地の商店街のご厚意による被災地の案内もあります。実際に現地を訪れ、ご自身の目で確かめ、そして肌で感じ取ってください。青年税理士として何が出来るのか考えてみたいと思ひます。

7. 秋季シンポジウムについて

秋季シンポジウムを神奈川の

地で開催致しました。昨年に引き続きディベート形式による発表です。対戦テーマは「無償独占か有償独占か」「年末調整維持か廃止か」「所得税法56条宮岡事件」について対戦を行いました。どの青税のチームも時間をかけ周到に準備を行い、熱い言葉のバトルを繰り広げました。秋季シンポジウムは会員相互の研鑽、親睦並びに交流を得る絶好の機会です。多くの会員の皆様にご参加いただき充実したシンポジウムとなりました。ご参加いただいた多くの会員の皆様に感謝申し上げます。

8. おわりに

今年度は、税理士法改正が正念場であり、納税者権利憲章をはじめ多くの諸課題に積極的に取り組んで行くことを千葉大会でお話させていただきました。その際、私自身、そして当連盟がぶれることなく、真っ直ぐに突き進んでいけるよう、規約前文を尊重し、多くの会員の皆様の力を結集すべく今年度のテーマを「思いを一つに ～納税者の権利擁護を目指して～」とさせていただきました。昨年の総会時に掲げさせていただいた今年度の事業がどこまで達成できたかはわかりませんが、青税という「輪」を通じて会員の皆様と志を共有し、同じ目的に向かって駆け抜けることが出来たのではないかと思います。私自身、本当に楽しい、そして充実した1年を送ることが出来ました。私一人では何も進めることは出来ません、これもひとえに執行部の皆様、理事の皆様、そして多くの会員の皆様のご協力に寄るものと厚く感謝申し上げます。

ます。そして、仙台の地でスタートを切る次期執行部にも変わらぬご支援を賜りますことをお願い申し上げます、私の退任の挨拶とさせていただきます。

一年間、ありがとうございました。



一年間を振り返って

各部報告

総務部

部長 森 智之

(東京)



総務部長をお引き受けしてから早1年、退任の挨拶を書かせて頂く時期になりました。この原稿を書くにあたり過去の資料を振り返って見て、全国青税の活動は多岐に渡っていて1年を要して始めて活動全体を把握できるところまで来たというような感じがします。正直、様々な場面で知らないことが多く青木会長始め多くの理事の皆様のお力をお借りして職務を全う出来

たことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。

総務部の中で最も重要な職務が理事会運営ですが、議案構成を考える上で過去の資料が非常に重要な資料となります。しかし、現状ではこれらの資料は全国青税の資料として一元的に管理蓄積されていません。これではノウハウとして蓄積され難いと考え、データとして一元的に蓄積し過去のノウハウや検討履

歴などを次期に引き継いで行けるようにと考え、新しいグループウェアを導入しました。現状では本格稼働はしておりませんが、次期執行部では是非、全国青税の活動に役立てて頂きたいと思います。

最後になりますが、全国青税の総務部長として非常に良い経験をさせて頂きました。この1年間どうもありがとうございました。

経理部

部長 田村 雅幸

(埼玉)



思い起こせば、昨年の今頃に経理部長を引き受けた記憶が。青木会長とは支部が同じであり、会長を引き受けた青木さんからの頼みとあっては、ここでやらなきゃ男がすたると思い、経理部長に就任する流れとなりました。

決算くらいしかやることないよ、という言葉額面通りに受け取っていましたが、実際には毎月の給料計算やら各单位会や理事からの経費精算というルー

チン業務がありました。そんなの聞いてないよ～、と思ったのはしばらく経ってからでした。

ただ、埼玉青税でも財務部長(=経理部長)、総務部長、代表幹事と一通りの役を務めたこともあり、あまり抵抗もなく、全国青税全体の流れを知る良い機会になりました。

勤務税理士であり、なかなか自分の時間が取れないため、経費精算が遅れてしまうことが多くご迷惑をおかけしました。心

苦しく思っていましたこと、この場を借りてお詫びいたします。

青木会長、森総務部長、事務局の鈴木さんに助けてもらいながら、なんとか一年間過ごすことができました。この原稿を書きながら、最後の決算作業に取り組んでいます。もう少し頑張るぞ～ p(^ ^)q

研究部

部長 音谷 章 洋

(近畿)



こんにちは。研究部長の音谷です。

全国各地の理事会で、秋季シンポジウムの日時、場所、形式、テーマなどについて審議の承認をいただきながら、全青理事として活動してきました。

しかし、千葉の全国大会で部長職に就任してから一年が経過するようで、早くも退任の挨拶を書く時期となってしまいました。

ただ、研究部長の場合は職務

の内容が秋季シンポジウムの運営準備であるため、部長職の肩書きこそは次年度の部長へ引き継ぐこととなりますが、実務的には、秋季シンポジウム実行委員長として作業をそのまま継続、もっと言えば、企画が直前に迫ってくるために作業密度がより一層濃くなっていくということになります。

ですので、ひとまず部長退任の挨拶を書かせてはいただきま

すが、「11月まで、頑張っていきたいと思います。」と抱負を述べるのが実際であったりします。

こういう文章を書いていると、本当の意味での退任挨拶を早くしたいものだという気になってきます。

梅雨明けを待ちつつ過ごしている、初夏の頃の所感でした。

組織部

部長 松崎 美 和

(千葉)



昨年の千葉大会で組織部長に就任して1年が経ちました。

今期、組織部として取り組んだことは、各单位青税の代表と組織担当者が集まっての組織会議でした。

それぞれの単位青税では、会員増加や役員の育成方法、会員の行事等への参加率増加など、組織としての活発化にとっても苦心している様子が伺えました。およそ2時間の会議では、足りないほど、活発な意見が交換できたと思います。

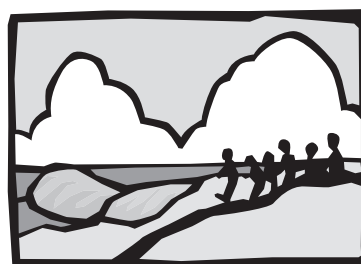
最近の社会情勢の変化からなのか、税理士試験に合格することと税理士登録をして税理士として仕事をすることが必ずしも結びつかない状況、税理士になっ

たとしても独立開業を目指す人の減少、また税理士の業界においても高齢化が進んでいます。今後も時代の変化により組織の悩みは続くものと思われます。

一方、租税制度の複雑化などにより、税制と国民の間に入る税理士が社会において必要とされる場面は減る方向には無いように思われます。国民のための税理士制度発展のために、今後

も全国青年税理士連盟の活動が続くことを願っております。

一つ残念だったことは、昨年年事業計画にあった全国青年税理士連盟に未加入の青年税理士の団体との交流を図るとありましたが、多少の情報はあったものの積極的な行動までできず、結果として、単位青税を増やすことはできませんでした。



厚生部

部長 中野 一 宏

(岐阜)



厚生部長を拝命してから、あっという間に一年が経ちました。厚生部として全青税に関わりを持たせていただき、全国の方々とお知り合いになれました。

厚生部の運営については、各単位青税の方や理事の方に助け

ていただき、積極的な性格でない私でも何とか運営が出来たと思います。課題や気づいた点については、次年度の厚生部長さんへ引継ぎをして、より良い会運営にしていきます。

さて、いよいよ全国大会仙台大会です。全国大会実行委員

長、担当の東京青税さんをサポートしながら最後の仕事、全国大会懇親会に尽力したい所存です。心よりお待ちしております。

最後になりましたが一年間どうもありがとうございました。

感謝

国際部

部長 小林 弘 隆

(名古屋)



国際部長という大役を引き受ける決意をしてからもう一年ですか。ほんといろんなことがありましたよ。前任の水野にもできるなら自分にもできるだろうなんて気楽に引き受けたのが運の尽き、こんなにも多くの苦労があろうとは。水野さん、あんたは偉大だよ、今更ながら。

今こうして任期を振り返ると一番に思い出されるのはやはり韓国税務士考試会との勉強会@大阪ですね。前期から引き

継いだこの事業をいかに成功させるかが最大のミッションでございました。開催地の単位会である近畿青税のみなさんには本当にご苦労をおかけしましたね。とくに実行委員長を買って出てくれた石原慎一郎さんには頭が上がりません。

会場の手配、設営、勉強会の進行から懇親会、二次会、三次会…常に気を配っていただきました。石原さんの半分は優しさでできているといっても過言で

はないでしょう。

おかげでとても実りの多い、素敵な勉強会になったと自負しております。考試会の皆さんもとてもご満足いただけたと聞いておりますよ。

多くの方に支えられたこの一年を僕はずっと忘れません。副部長の三人、部員のみなさん、みんな大好きです。国際部は永久に不滅です。

広報部

部長 金井 浩 一

(神奈川)



1年間を通じてほとんど理事会には出席できず、広報部長というよりは後方部長になってし

まって、青木会長をはじめとして全国青税の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

原稿依頼等にしましても、本来でしたら理事会等でお会いした際に直接お願いすべきだった

にも関わらず、メール等のご依頼が中心になってしまいました。このような無礼な広報部長にも関わらず、ご多忙の皆様が原稿の依頼に気持ち良くお応え頂き、迅速な対応で原稿を書き上げて頂いたことに心より感謝申し上げます。

個人的なことですが、忘れもしない平成24年12月8日の熊本理事会開催中に長男が生まれ

ました。実は熊本理事会は出席する気満々だったのですが、神奈川青税の交通費の枠から漏れたための不参加でした。結局その日は1週間後に予定日を控えた山梨の妻の実家に行くことに変更したのですが、到着した途端に予定外の陣痛がきて、その場で救急車到着前に妻の実家のご先祖様の仏壇の前で生まれ、私が何の知識もなく赤ちゃんを

一人で取りあげるという貴重な体験をしました。何かが切欠で簡単に道筋が変わり、人生予定通りに行くことが無いことを生まれた瞬間から体験した長男でした。

法 対 情 報

法対策部より活動報告

法対策部長 坂井 昭彦 (近畿)



1. はじめに

本年度は前年度に引き続き、法対策部に税制対策委員会（前田委員長）、納税環境整備委員会（芳賀委員長）、税理士制度対策委員会（福島委員長）の3委員会を設置し、全国青年税理士連盟規約に掲げられている理念と目的に従い「国民のための税理士制度の確立」と「国民のための租税制度の改善」を目指し積極的に活動してきました。

そこで、本年度における所掌事項に関する主なトピックスや活動内容についてご報告させていただきます。

2. トピックス

(1) 税理士法改正について (税理士法改正関連の主な動き) ～平成25年度改正要望項目の決定

税理士法改正に関しては、平成21年に「税理士法改正に関す

るプロジェクトチームによるタタキ台」の公表と意見募集がなされ、平成22年には14項目の「税理士法改正に関する意見（案）」が公表されました。平成23年にはさらに3項目が追加された17項目の「税理士法改正に関する意見（案）」の公表を経て、14回に及ぶ日税連・国税庁・財務省主税局（オブザーバー参加）の勉強会が開始され、本年度においては平成24年6月28日の日税連理事会において、その勉強会の成果として「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」（以下「論点整理メモ」という。）が公表され、7月末を期限とする意見募集がなされました。そしてその後、9月26日の日税連理事会で租税教育に関する項目が増えて18項目になった「税理士法に関する改正要望書」が機関決定されました。

また、時期を同じくして、公益財団法人日本税務研究セン

ターの「資格取得制度研究会（会長：金子宏東京大学名誉教授）」が執筆した「税理士の資格取得制度のあり方（意見書）～税理士法第3条第1項第3号及び第4号について～」が日税連に提出され、税理士法改正の必要性を強力に論拠づける有識者の見解として公表されました。

10月25日には政府税調のヒアリングが行われ、日税連が税制改正建議に併せ税理士法改正の必要性を訴えかけました。

なお、機関決定された18項目の「税理士法に関する改正要望書」は、9月27日に国税庁長官及び財務省主税局長に提出された後、行政との協議を踏まえて、平成25年通常国会において実現可能な項目という視点から特に12項目を「平成25年度改正要望項目」として取り上げることになり、11月12日に「税理士法に関する改正要望書（平成25年度改正要望項目）」とし

て公表されました。

(衆議院解散総選挙・政権交代の影響)～平成25年度改正見送りへ

しかし、公表からわずか4日後の11月16日に衆議院が解散されたことにより、本来であれば12月中旬に公表される見込みであった平成25年度の税制改正大綱の公表は翌年1月24日にまでずれ込みました。

日税政をはじめとする税政連の活動などにより、平成23年度、平成24年度の税制改正大綱における「税理士制度の見なおし」という表現から一歩進んだ「税理士法の改正」という文言は入ったものの、解散総選挙と政権交代のあおりを受けて結局は検討事項に留まり、残念ながら平成25年通常国会における法改正は見送られることになりました。

この見送りについては、予算審議の遅れにより国会の審議スケジュールが過密になると重要法案に優先的に時間が割り当てられることになって審議時間が足りなくなるので、下手に法案を提出すると審議未了のまま廃案になってしまう恐れがある。だから、そういった事態を避けるために平成25年度の改正項目とはしなかったのだ、とも言われていますが、真偽の程は明らかではありません。

また、税理士法改正については通常国会ではなく、臨時国会での成立をめざす案なども取り沙汰されていましたが、結局はその後、平成25年3月26日の日税連常務理事会において「税理士法に関する改正要望書(平成26年度改正要望項目)」が機関

決定され、日税連においても正式に平成26年通常国会における法改正を目指すことになりました。

なお、平成26年度改正要望項目は、基本的には平成25年度改正要望項目を踏襲しつつ、「税務支援のうち税務援助への従事努力義務化」が「経済的弱者に対する税務支援への従事義務化」に変わるなど、一部変更もなされています。

(今後の活動方針など)～平成26年通常国会での改正に向けて

今後の活動方針については、日税政の協力の下で自民・公明・民主各党の議員連盟に税理士法に関する勉強会の設置を求めていくことや、資格取得制度のあり方については、引き続き日本公認会計士協会及び日本弁護士連合会に協議を申し入れていくことなどが示されていましたが、後者については平成25年4月22日に日税連と日本公認会計士協会との間で税理士法改正の問題も含む「日本の会計専門家制度のあり方など」についてのトップ会談(懇談会)が行われました。この懇談会は今後も継続して開催されるとのことです。

(2) 隣接資格業団体等の動向について

(公認会計士)～業際問題を主張し、公認会計士法の改正による解決をめざす

日本公認会計士協会は、論点整理メモの公表に対しては平成24年7月25日付で、18項目の「税理士法に関する改正要望書」の機関決定に対しては同年10月10日付で会長所感を公表し、いずれにおいても「(公認

会計士に対し)改めて税務に関する専門性を問う能力担保措置を講ずる必要性は全くない」といった従来からの主張を繰り返し、税理士法改正の必要性を否定しています。さらには、「公認会計士が公認会計士として税務業務ができるようにする公認会計士法の改正をめざす」といった主張を展開し、その一環として継続的専門研修(CPE)制度における税務科目の必須科目化を機関決定しています。日本公認会計士政治連盟もこれに歩調を合わせる形で、その機関誌「CPA政連ニュース」において、繰り返し税理士法改正に反対する記事を掲載しています。また、公益財団法人日本税務研究センターの意見書に対する反論として、会計大学院協会が同年11月6日付で「『税理士の資格取得制度のあり方(意見書)～税理士法第3条第1項第3号及び第4号について～』に対する疑問」を公表しています。

(弁護士)～法曹人口の在り方などにつき混乱収束の方向性で制度見なおしへ

一方、日本弁護士連合会(日弁連)は、機関決定された18項目の「税理士法に関する改正要望書」に対しては平成25年2月14日付で「日本税理士会連合会『税理士法に関する改正要望書』(平成24年9月26日付)に対する意見書」を公表し、資格取得と通知弁護士等の公示等に関する部分について反対の意見表明を行っています。

なお、法曹養成制度のあり方については内閣に設置された法曹養成制度検討会議が平成24年8月28日から開催されてい

ます。12回の会議を重ねて平成25年4月9日には「中間的取りまとめ」が公表され、パブリックコメントに付されましたが、その中で「現時点において司法試験の年間合格者数を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠く」といった指摘がなされるなど、司法制度改革に端を発する混乱を収束させようとする方向性で制度見なおしが提言されています。

(3) TPP・FTAなどの規制改革問題について

(TPP) ～ 政権交代後、一転して交渉参加へ

TPPに関しては、ISDS条項などを盾に無償独占や強制入会制が排除される可能性や資格の相互承認を要求される恐れがあることなど、税理士制度を根底から覆しかねない脅威だと言われています。しかし、平成24年3月1日に開催された2012米国アジア・ビジネスサミットのパネルディスカッション「TPPとアジア太平洋地域における貿易構築の展望」において、米国通商代表部(USTR)のカトラー代表補が講演し「TPPは他国の専門資格を承認するよう各国に求めるものではありません」といった発言をしたことを受けて楽観論が一気に広がり、また、全国農業協同組合連合会(JA全農)などを中心とする農業関係者の反対論も根強く、平成24年12月16日の衆議院議員総選挙においても自民党が「『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、交渉参加に反対する」という公約を掲げていたため、交渉参加には慎重な姿勢をとり続けるのではないかと憶測が流

れていました。

しかし、衆議院議員総選挙で大勝した自民党の安倍首相は、平成25年2月22日に米国のオバマ大統領と日米首脳会談を行い「TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを確認する」との内容を含む共同声明を発表しTPP交渉参加を早期に表明する意向を示し、その後3月15日には正式に交渉参加を表明しました。日本の交渉参加に関しては平成25年4月20日のTPP閣僚会合で現交渉参加国である全11カ国の承認をとりつけ、7月からの交渉参加を目標に現在は現交渉参加国の国内手続の完了を待っている状況です。

(日中韓FTA) ～外交問題にかかわらず着実に前進

一方、日中韓FTAについても平成24年になって動きが活発になっています。5月の日中韓サミットで日中韓FTAの年内の交渉開始が決まり、11月にカンボジアのプノンペンでASEAN関連首脳会議に併せて日中韓経済貿易担当大臣会合が開催され、日中韓FTA交渉の開始が宣言されました。翌平成25年早々に東京で実務レベルの準備会合を開催し、3月には韓国のソウルで第1回目の交渉会合を開催、6月には中国で開催予定の第2回交渉会合の準備会合が東京で開催されており、こちらも早いペースで着実に話が進んでいます。

(外国法事務弁護士制度) ～外国法事務弁護士法人制度の創設

なお、平成24年3月6日付で第180回国会に提出された、外国法事務弁護士法人制度の創設を含んだ「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(外弁法)の一部を改正する法律案」については、審議未了のまま国会が閉会したものの、閉会中審査の手続がとられ、現在も引き続き継続審議とされています。この法案が通ると昭和61年に外弁法が出来て以来、五度の改正による段階的な緩和を経て、弁護士制度の対外的な規制緩和はほぼ完成することになります。

(4) 税制改正

(衆議院解散総選挙の影響) ～スケジュールに大幅な遅れ

税制改正に関しては、当初は例年と同様のスケジュールで各省による意見募集ののち、各省から内閣府への予算要求がなされ、その要求に基づき、政府税制調査会のヒアリングなどを経て、税制改正大綱の策定へと向かうプロセスを辿っていたのですが、11月16日の衆議院解散及び衆議院議員総選挙の実施により、平成25年度の税制改正大綱の策定と公表は例年に比べ大幅に遅れることになりました。

(政権交代の影響) ～景気対策中心・立法過程透明化や納税者の権利は後退か

衆議院解散総選挙の結果、自民党が大勝し新政権が発足しました。新政権は日本経済再生に向けた取り組みとして平成25年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」をとりまとめ、これに基づき与党税制改正大綱を策定し、1月24日に公表、これがそのまま1月29

日に平成25年度税制改正大綱として閣議決定されました。

内容については①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を「三本の矢」に見立てて前政権時代の「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと政策を転換し「強い経済」を取り戻すという方針を打ち出し、主に金融機関がらみの改正項目、住宅・不動産に関する改正項目、車に関する改正項目など、特定業界への配慮と見られる政策が多々散見されます。

また、納税者の権利や租税立法の透明化などについては何ら触れられておらず、納税環境整備の分野では前政権よりも後退することは必至の状況です。

さらに言えば、税と社会保障一体改革の議論の中で提唱されてきた所得や資産の再分配機能の強化については、所得税や相続税の最高税率の引き上げなどを実施する一方で、世代間の財産移転の促進や家計の安定的な資産形成を支援するという名目で税負担を緩和する措置が入るなど、アクセルとブレーキを同時に踏むような改正が多いという印象もあります。

消費税増税への配慮という点では、逆進性対策として民主党政権下で検討されていた給付付き税額控除の話はほぼ立ち消えになり、複数税率の導入を検討することや転嫁対策を講ずることなどがうたわれています。

(平成25年度改正法案の成立)～税制改正作業の前倒しと政府税調の再開へ

平成25年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改

正する法律案」については、3月1日に閣議決定の上で国会に提出され、3月29日に可決・成立しました。非常にタイトなスケジュールで作業が行われたためか、大綱と法案に一部不整合を生じるなどの弊害も生じていますが、政府は今後の取り組みとして、設備投資減税など税制改正作業の前倒しを表明しています。また、政権交代以来活動を停止していた政府税調も旧自民政権時代と同様の中長期的な税制のありかたを議論・検討する場として6月下旬より再開されるとのことです。

(5) 納税環境整備 (税務調査手続規定に関する通達の発遣等)～平成25年1月1日施行に向けて

納税環境整備に関してはまず、平成23年度の税制改正により創設された税務調査手続に関する規定が平成25年1月から施行されることに伴い法令解釈通達が発遣されました。平成24年7月に通達案がパブリックコメントに付された上で正式には9月に発遣・公表され、同時に事務運営指針や納税者向け及び税理士向けのFAQなども併せ公表されています。

また、10月からは新しい税務調査手続のうち「事前通知」及び「修正申告等の勧奨の際の教示文の交付」について先行的取組も始まりました。

(国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章の制定)～た

ざらしのまま放置

一方、政治的な混迷の中で改正が見送られ、平成23年度税制改正法附則第106条により、継続検討事項とされてしまった

国税通則法の目的規定の改正や納税者権利憲章の制定等については何らの進展もなく、国会での議論や検討もなされないまま、たなざらしにされています。

(租税教育に関する動向)～税理士法改正の追加要望項目へ

租税教育に関しては、平成24年4月26日の日税連臨時総会で租税教育推進部が設置され、各単位税理士会においても同様の組織体制が構築されつつあります。日税連は租税教育を税務支援とともに社会貢献の両輪の一つと位置付け、更に本格的に取り組んでいくとことで、税理士法改正についても9月26日の日税連理事会で機関決定された「税理士法に関する改正要望書」にも急遽「税理士が行う租税教育への取組みの規定整備」という新たな項目が創設されています。

(番号制度に関する動向)～「マイナンバー法案」廃案を経て「番号法案」成立へ

番号制度に関しても本年度は大きな動きがありました。平成24年2月14日に国会に提出された民主党政権下の「マイナンバー法案」は、歳入庁の設置問題(所掌官庁の問題)なども影響したのか結局は審議入りしないうちに11月16日の衆議院解散により廃案になりましたが、自民・公明・民主の三党合意の中に含まれていたため、自民党による修正を加味した新たな「番号法案」として蘇り、平成25年3月1日に閣議決定の上で国会に提出され、3月22日には審議入りし、結局は5月24日に可決成立しました。

平成28年から利用開始となり、当初は社会保障・税・災害対策分野等の事務に限って利用することとされていますが法施行後3年を目処に利用範囲の拡大を検討することとされています。

(行政不服審査制度の見なおしに関する動向) ～見なおし案がとりまとめられる

行政不服審査制度の見なおしについても本年度は動きがありました。元々は旧自民政権時代に行政不服審査制度検討会のもとで検討されてきた制度が平成20年4月に法案として国会に提出されたものの平成21年7月の衆議院解散により廃案になり、その後民主党政権下では「行政救済制度検討チーム」により検討がなされていましたが、平成23年12月の「取りまとめ」以後は動きの見えないまま、平成24年12月の衆議院解散を迎え、法制化されないままになっていました。しかし、平成25年3月22日に「行政不服審査制度の見なおしに係るヒアリング」が実施され、日税連もそのヒアリングに応じました。その後、4月11日、4月23日と2回の会議を経て「行政不服審査制度の見直しについて(案)」がとりまとめられ、5月14日から5月31日までの間パブリックコメントに付されました。

(その他)

～国際連帯税・国際的な租税回避への取り組みが活発化

リーマンショック以後、世界的な金融不安や政情不安などの影響を受け、国際連帯税や租税回避防止に関する国際的な動き

が活発化しています。

国際連帯税に関しては平成24年10月にEUで11カ国による金融取引税の先行導入が決定されましたが、導入に反対している国もあり、税率の大幅な引き下げと段階的な導入に変更を余儀なくされています。日本においても時期を同じくして平成24年10月のIMF総会の開催に併せ国際連帯税のシンポジウムが開催され、国際連帯税議論の活動なども活発化していますが、各省の税制改正要望で国際連帯税の創設を挙げている外務省の取り組みが中途半端で、政府税調のヒアリングの際にも航空券連帯税などを牽制したい国土交通省などに押されて消極的な態度を見せていたため、査定する側から逆にしっかりとしろとハッパをかけられるなど、本腰を入れた取り組みになるまでにはまだ時間がかかりそうな状況です。

国際的な租税回避の防止に関しては、グローバル企業が莫大な利益をあげていながらタックスヘイブンなどを利用して適正な租税負担をしていないことが世界各国で問題になっており、適正な課税を求める運動が広がっています。また、従来は強固な守秘義務の保持により富裕層の金庫として、あるいは、租税回避や犯罪行為などによって得た財産の隠し場所になっていた某国の金融機関も、各国政府の要求により顧客リストなどを提供せざるを得ない状況に追い込まれています。

日本においても平成24年度の税制改正で国外財産調書制度が創設され、平成25年4月には国税庁長官が就任挨拶の席で

国際的な租税回避について対策を強化していくことを表明し、平成25年5月にはオーストラリア国税庁からオフショア(いわゆるタックスヘイブン国・地域等)に所在する事業体(法人・信託等)に関する大量の情報のうち、日本の納税者に関連すると見込まれる情報の提供を受けるなど、同様の動きが進んでいます。

国際的な租税回避を許せばグローバル企業や富裕層など国や地域に縛られない者と国や地域に縛られる一般的な企業や国民との間で税負担の不公平が拡大し、各国の国内税制にもその影響が及ぶため、今後ますますこの動きは加速してゆくものと考えられます。

3. 主な活動内容

(1) 法対策部オリエンテーション・国際部との合同勉強会の実施(平成24年8月)

法対策部は制度問題を中心に全青税としての意見をとりまとめ関係機関への提言を行うなど全青税にとって非常に重要な役割を担っています。

いきおい、法対策部員には、税理士法や税制、税務行政に関する知識が求められるのはもちろんのこと、税理士制度に重大な影響を及ぼす規制改革に関する国内外の諸制度の動向、業問題など隣接他士業との関係、あるいは、他国の士業法制などにも視野を広げ、幅広い知識を活用することが求められることとなりますが、現実には税理士法ひとつとってみても法対策部の活動の中で体系的な勉強をする機会が確保されているわけではなく、また、全青税が過去に

どのような活動を行いどのような意見を主張してきたのか、といったことの確認や、過去の議論の蓄積の継承などについても個々の法対策部員の自主的な活動に委ねられているようなところがありました。

そこで本年度は初めて制度問題に触れる者であっても早期に法対策部の議論に参加できるようになることを目標として第一回目の法対策部会をオリエンテーションと位置づけ、税理士制度に関しては税理士制度の歴史的経緯を俯瞰しながら全青税における議論の方向性を確認し、税制改正及び納税環境整備に関しては過去の意見書の内容を概観しながら全青税のスタンスを確認することにより、法対策部員の知識レベルやスタンスを統一するよう努めました。

また、TPPやFTAについては、税理士制度を根底から覆しかねない重大な脅威であると言われていたにもかかわらず、一般的に得られる情報が乏しくその本質が理解しにくい点を考慮し、九月に大阪で開催される韓国税務士考試会との勉強会のテーマ

を先取りし、予習するという意味も含め、国際部との共催により、基本的な知識を共有し問題点を確認することを目的とした合同勉強会を開催しました。

(2) 韓国税務士考試会との勉強会及び交流（平成24年9月、11月）

韓国税務士考試会との勉強会は国際部主催の事業ですが、法対策部も勉強会の質疑項目の検討を行い、日本側の質問者や答弁者として出席・発言するといった形で協力しました。また、会場での意見交換などを通じて、米韓・欧韓FTAを締結した韓国における士業法制の現状や問題点を把握することに努め、TPP交渉参加問題で揺れていた日本において、今後国民のための税理士制度を確立し護ってゆくために我々は今何をなすべきなのか、といった点につき多くの有用な示唆を得ることができました。

なお、平成24年11月に韓国税務士考試会の総会に出席した際に、日中韓FTAについて韓国税務士考試会の税務士と意見交換を行いました。日中

韓FTAが発効した場合、韓国の税務士はどこに進出しようと思っているのかと聞くと、日本ではなく中国だと言っていたのが印象的でした。

(3) 国税通則法通達パブコメと通達発遣に対する議論（平成24年8～10月）

国税通則法に関しては、平成23年度税制改正で納税者権利憲章の制定や目的規定の改正が予定されていたものの、政治的な混乱の中でこれらが見送られ、税務調査手続に関しても「現行の運用上の取扱いを法令上明確化等」する部分のみ、整備がはかられました。

税務調査手続の規定については平成25年1月からの施行に向け法令解釈通達の整備がはかられました。7月末日期限で通達発遣についてパブリックコメント（以下「通達パブコメ」という。）が実施され、これについては前年度の執行部が対応されていますが、8月3日に日税連がその通達パブコメに対応した内容が公表されました。しかし、その内容を見ると、多くの会員から挙がっていた疑問や問題点が反映されていないように思われたため、10月中と噂されていた通達の発遣までに、日税連に対し追加で意見をするよう求める要望書を提出することになり、法対策部内で議論を重ねていました。

しかし、意見書を作成して9月15日の理事会で承認を得るよう準備をしていたところ、予想外に早く9月13日に通達が発遣されてしまい、提出するタイミングを失ってしまいました。そこで、この意見書は提出をとりやめ、内容については後日、



日税連執行部との懇談会の中で要望として申し入れることにしました。

また、通達発遣に伴い、事務運営指針やFAQが同時に公表されましたが、本来は法令で規定しておくべき納税者の権利が法令に規定されず、裁量という形で通達、あるいは、通達ではないFAQといったものに記載されていることは、租税法律主義に反し、通達行政やFAQ行政を助長することになるのではないか、という話になり、また、日税連の通達パブコメ対応の際の記述の中にもこれを助長するような表現があるのではないかと、これについても意見書を取りまとめる検討がなされました。ただ、議論を進めて行くうちに、もう一点、日税連の建議書の中で、日税連としては不適切ではないかと思われる表現が使われていることが話題に上り、結局、その問題が一番大きいのではないかという話になり、議論が一気にその点に集約されていくことになりました。

(4) 日税連が「納税者憲章」の制定を建議していたことへの対応(平成24年10～11月)

日税連は平成24年6月の理事会で「平成25年度・税制改正建議書」を承認しましたが、この中でひっそり変わっていたのが「納税者権利憲章」の記述です。平成23年度の税制改正建議書では「納税者権利憲章」の制定を求めているのに対し、平成25年度の税制改正建議書では「納税者憲章」の制定を求める内容となっており、「権利」の2文字が削られていました。政治的な判断が背景にあったこと

は容易に推察できましたが、納税者の権利擁護をめざし活動している全青税としてはこの事態を看過するわけにはいかず、また、通達パブコメの件なども併せて考えると建議権を付与された団体として日税連が国民納税者のために適切に建議権を行使していないのではないかという無用の憶測や誤解を招く恐れもあると危惧し、その点を指摘すべく意見をとりまとめ、11月10日の全青税神奈川理事会で承認を得て、11月15日付で日税連に「納税者権利憲章の制定についての意見・要望」を提出しました。

(5) 「税理士法に関する改正要望書」に対する議論(平成24年9月)

平成24年9月に機関決定された18項目の「税理士法に関する改正要望書」は、基本的には前年に公表された17項目の「税理士法改正に関する意見(案)」の内容を踏襲していましたが、微妙に記述が変わっている部分もあったため、法対策部では新旧比較表を作成して比較検討を行いました。その過程で問題資されたのが、税理士の資格取得に関する記述です。公認会計士や弁護士などの「隣接職種」に対する能力担保措置は、17項目の「税理士法改正に関する意見(案)」までは一貫して、「税理士試験の科目試験に合格すること」を求めているのに、18項目の「税理士法に関する改正要望書」になると「科目合格を原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じること」と、必ずしも唯一絶対

味さを含んだ表現に変わっていたため、平成21年の「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」で提案されていたような「特別研修の受講義務制度」が復活するのではないかという懸念が広がり、これに釘刺しする必要があるのではないかという話になりました。

また、これまで税理士法改正の議論の中には全く出てこなかった「租税教育」に関する項目が突如追加されていたため、法対策部内でも当然のごとく疑問や異論が相次ぎ、平成23年に「税理士法改正に関する意見(案)」が突如14項目から17項目に3項目追加されたことなどもふまえ、税理士法改正という個々の税理士に直接関係する重要な業法改正について、個々の税理士の意見等が反映されないところで改正要望が決まってしまうプロセスに問題があるのではないかという意見も出て来ました。また、税理士が行う「租税教育」については、税制改正大綱に記載されたこともあり、全国で急速に広がりを見せてはいるものの、中には問題のあるケースも散見されるということで、法制化には慎重を期すべきだという意見もありました。

そこで、これらの意見をふまえ、全青税の従来からの主張である「使命の明確化」「信頼される資格取得制度の確立」「税務官公庁からの独立性の確保」「代理権限の拡充・強化」等の観点も加味した意見書を作成し、10月6日の全青税名古屋理事会で承認を得て、10月9日付けで日税連に対し「『税理士法に関する改正要望書』に対する意見」を提出しました。

(6) 租税教育に関する意見募集 (平成24年10～11月)

なお、税理士が行う「租税教育」については、全青税内でも再度議論をしたいということで、10月から11月にかけて、法対策部会や理事会において意見聴取を行い、メーリングリストでの意見募集も行いました。全体の意見を集約するまでには至らないまでも、傾向としては「税理士が行うべき租税教育」の意義・趣旨・目的・内容等をしっかりと議論して確立し、その周知をきっちりはかった上で、税理士が行っていくべきだという前向きな方向性の意見が多くありました。要は、単なる「納税意識の高揚」ではなく、「納税者意識の醸成」に向けた取り組みとして、また、税理士制度の周知など国民から信頼される税理士制度の確立に資する形で税理士が関わっていくべきだという意見が多かったということです。

(7) 税理士法改正の動向チェックと対応(随時)

税理士法改正は9月26日の日税連理事会で18項目の「税理士法に関する改正要望書」が機関決定された後は基本的には政治マターとなり、日税政をはじめとする税政連の活動に委ねられることになりました。全青税としても迂闊に動いて法改正に悪影響が出ることは避けなければならないということで、動向を注視しながらも対応については慎重を期すよう心がけており、対外的な行動が難しかったことから、情報収集とその収集した情報の共有をはかることを念頭においた活動を行っていました。具体的には10月25日に日税連

が政府税調からヒアリングを受けた際には、インターネット配信されている審議中継映像から税理士法改正に関係する部分の文字おこしを行い、翌日には全青税理事のメーリングリストで配信するなど、税理士法改正が今、どのように議論され、進んでいるのかをリアルタイムに肌で感じてもらえるよう努めました。

また、内閣府が「国民の声」の窓口を通じ10月15日から11月30日にかけて「国の規制・制度の改革につながる提案」の集中受付を行っていたので、①「税務訴訟における補佐人制度の緩和」に対する意見、②「弁護士・公認会計士に対する税理士資格の自動付与制度の撤廃」に対する意見、③「国税OBに対する事実上無試験による税理士資格の自動付与制度の撤廃」に対する意見、④「弁護士は、当然、税理士の事務を行うことができる規定の撤廃」に対する意見、をとりまとめ、11月10日の名古屋理事会において審議・承認をいただいた上で11月12日付で内閣府「国民の声」に提出しました。

このほか、日税連総会、日税政の総会などを傍聴し、情報収集に努めたほか、日税連との懇談会、日税政との懇談会などでも税理士法改正に関する意見交換などを通じて、若手税理士の税理士法改正への熱意と希望・要望を伝えと共、法改正に向けて協力すべきところは全力で協力することなどを確認しました。

(8) 隣接職種等の動向チェック (随時)

弁護士や公認会計士などの隣接

職種の動向チェックとしては、士業団体や、その政治連盟などが公表している情報はもちろんのこと、監督官庁や関連団体など関係諸機関の情報なども収集・共有し、議論を重ねてきました。

日税連は税理士法改正に関しては業際問題ではなく制度問題であるにとらえ、隣接職種の士業団体や政治連盟などが業際問題の観点から展開・公表している反対論や意見書等については特に反論等をすることなく静観するスタンスを保っており、全青税も基本的にそのスタンスについては一定の理解を示していたのですが、あまりに長くその状態が続くと、国民や政治家に隣接職種の主張ばかりが浸透し、税理士の立場を悪くするのではないかという懸念が生じてきます。そこで、日本公認会計士協会が現行弁護士法と同様に、公認会計士法の中に「公認会計士は当然に税務業務ができる」旨の条文を加える改正をめざし、その準備行為の一環としてか、税務に関する専門性を問う能力担保措置として、税務業務部会の活動の充実を図るとともに、継続的専門研修(CPE)制度における税務科目の必須科目化を機関決定した事実を受けて、改めて日税連に対し、隣接職種に対する自動資格付与の廃止を税理士法改正の絶対条件とし、日本公認会計士協会の動きに対しては、断固たる対応をとるよう要望することとし、平成25年3月23日の全青税埼玉理事会で承認を得て、3月26日付けで日税連及び日税政に対し「税理士法改正の実現に向けた今後の対応についての要望」を

提出しました。

(9) 平成26年度税制改正要望書の作成（平成24年10月～平成25年3月）

税制改正要望に関しては平成21年度の坂田執行部以降、毎年継続して日税連に対して税制改正要望書を提出していますが、このほかにも各省庁の意見募集などに適宜対応しています。本年度は平成24年8月に財務省の意見募集に対し、前執行部がとりまとめた平成25年度の税制改正要望書の内容で対応しました。

日税連に対する税制改正要望書は年を追うごとに分量が増えています。閣議に何でも意見している訳ではなく、法対策部会及び法対策部のメーリングリストで意見収集し、議論をし、理事会等でも時間をいただいて理事の皆さんと協議を重ねながら、取捨選択をし、意見や理由の妥当性を検証しながら作成しています。

基本的には全青税規約の趣旨や目的に沿った形で、一定の理念に従って意見形成をしていますが、その一方では、若手税理士が税理士業務の現場において率直に感じた疑問などをともに意見することも必要であると考え、意見収集の際には自由な発想で要望項目を挙げていただくよう心がけました。

本年度は平成25年度税制改正大綱の公表が遅れたこともあり、例年であれば税制改正大綱については個別に意見するかどうかを検討するところ、その過程を省略し、平成26年度の税制改正要望書の中に取り込む形で要望書を作成しています。なお、平成26年度税制改正に

関する重点要望項目としては「立法過程の透明化を図ること」「早期に国税通則法の目的規定を見直し、かつ、納税者権利憲章を制定すること」「消費税はその本質的な部分に欠陥があるため、安易に税率を引き上げ基幹税としないこと」の三項目を掲げました。

理由は要望書に書いたとおりですが、簡単に言えば、税理士会が建議権を行使して国民のための租税制度の改善を行おうとしても、税制改正の立法過程の透明化がはかられていないと結局は税理士会の意見提出は単なるガス抜きにしかならず、実際の税制はどこかの誰か、例えばインナーと呼ばれる長老議員の意向などで決まってしまう、という不透明さが残ってしまいます。建議権が形骸化すると、国民は税理士制度への信頼を失い、税制についても納得せず、結局は「税はとられるもの」といった疑心暗鬼に陥って税務行政との間に無用の軋轢を生むことになるので、まずは立法過程の透明化が必要だということです。

次に、平成23年度改正時に見送られた納税者権利憲章の制定と国税通則法の目的規定の改正については、これらの制定や改正を阻止しようとする古い租税観こそが「税はとられるもの」という悪しきイメージを納税者に与えるのだというところから、早期にその状態を改善することを提言するものです。納税者が本来あるべき正しい租税観を持つことができるようになること、これこそが納税者の権利であり、権利が実現された状態であると考え、することもできるのではない

かと思います。

最後の消費税に関しては、財源論やプライマリーバランスなどの問題の喧伝により消費税増税が不可避なものだというムードが国民納税者の間に浸透し税率引き上げが現実みを帯びてきた今だからこそ、なおさら思考停止することなく消費税の本質や問題点をきちんと考えて必要な提言をしておくべきであるということ、あえて今、税率引き上げに対する疑問を投げかけることにしたものです。

(10) 税務調査記録簿の改訂（平成25年1～6月）

全青税が販売している税務調査立会記録簿については国税通則法の改正により改訂する必要が生じたことから、通達の発遣などを待って、改訂作業に着手しました。

新しい税務調査記録簿については、今後、国税通則法が追加改正される可能性もあることから、原則として紙への印刷はせず、PDFなど電子ファイルの形で提供し、全青税ホームページからダウンロードしていただくような形を考えています。

(11) 日税連との懇談会（平成24年12月）

平成24年12月5日に開催された日税連との懇談会に関しては法対策部も懇談会のテーマや内容の検討などで適宜協力しました。懇談会の内容については既報の通りなので省略しますが、若手税理士の熱い想いを直接日税連執行部に直言できる貴重な機会であるため、国民納税者や税理士界のことを真剣に考え、時には緊迫したやりとりになることも覚悟の上で、直球勝負しています。（と言いつつた

まには手裏剣や変化球も投げますが)

(12) 日税政との懇談会(平成25年4月)

日税連との懇談会終了後の懇親会の席で池田会長と若手税理士の税政連加入率が低いといった話をしていた際に、その原因は若手税理士が日税政や税政連の活動などについてよく知らないことが一因だという話になり、ならば一度、全青税と日税政で懇談会をしてみませんか、といった話が飛び出してきたところ、その後、市本日税連担当委員長のご尽力もあり、平成25年4月9日に懇談会が実現しました。

懇談会は自己紹介、組織及び活動内容の報告に引き続き、加入率の話から税理士法改正、税制改正、そして納税環境整備の話へと、少し時間を超過しながらも非常に有意義な意見交換の場となりました。今後も継続して開催して行きたいとの日税政側のご意向もありましたが、全青税としても次期以降、継続して対応していただければと思います。

(13) 行政不服審査制度の見なおしについて(案)への対応(平成25年5月)

平成25年5月14日から5月

31日までの間「行政不服審査制度の見直しについて(案)」がパブリックコメントに付されました。意見募集期間が短い上に理事会と理事会の間に意見募集が開始され締切日が到来するため、新しい意見書を作成して理事会で審議することができず、過去の意見書の内容を記載する形で「前置主義」と「代理人」について意見提出をしました。

(14) 日税連が「納税者憲章」等を建議項目から除いたことへの対応(平成25年6月)

日税連が取りまとめている「平成26年度・税制改正に関する建議書(案)」の税制改正建議項目から納税者権利憲章(日税連は昨年度から「納税者憲章」と表記)の制定と国税通則法の目的規定の改正に関する項目が削除されていることがわかりました。

「平成26年度・税制改正に関する建議書(案)」は平成25年6月6日の日税連常務理事会を経て6月26日の日税連理事会で最終決定されますので、全青税としてはこれに対処すべく、緊急要望書を取りまとめ、6月16日の近畿理事会にて審議・承認をいただき、日税連理事会前に日税連に対し「緊急要望書

『国税通則法の目的を改正し、納税者権利憲章を早期に成立させること』を税制改正建議項目に掲げること」を提出して項目の復活を強く要望しました。

(15) その他(不定期)

法対策部MLにて、その時々制度問題トピックスなどを紹介する「法対部長ニュース」を不定期に配信しました。(全17回)

4. おわりに

以上、大変長くなってしまいましたが、法対策部の報告とさせていただきます。話と文章が長く、とかく暴走しがちな法対策部長でしたが、何とかこの1年間頑張ってきたのは、委員長をはじめ法対策部の皆様の献身的なご協力・ご尽力と、青木会長をはじめ執行部の皆様の絶大なる支援と忍耐、そして理事の皆様をはじめとする会員の皆様のご理解・ご支援・ご協力があったからだ、心より感謝しております。

多くの制度的な課題や問題が山積している今、次年度も法対策部は制度問題を中心に全青税を引っ張り、日本の税理士界をひっぱり原動力にならなければなりません。法対策部の議論の蓄積と共有をはかり、よりよき税理士界の未来を形づくっていく一助とするためにも、どうか今後とも法対策部の活動に、皆様のご理解とご支援、そしてご協力、というよりは、ご参加をいただければと思います。

一年間、長いようで短い、本当に充実した日々を過ごさせていただきました。感謝しつつ、退任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

法対策部よりお知らせ

税務調査立会記録簿(全国青税版)を

ホームページに掲載

全国青税では6月17日、国税通則法の改正にあわせ、税務調査記録簿を改訂しました。

PDFでダウンロードできますので調査の場面でぜひ

ご活用下さい。
(会員限定のエクセル版もご紹介します。会員の方は事務局へお問い合わせください。)

全国青年税理士連盟
第46回定期大会

平成25年8月3日(土)

もりのみやこ

杜の都 仙台

© City of Sendai

日時:平成25年8月3日(土) <はちみつの日>

会場:仙台国際センター

問い合わせ先:東京青年税理士連盟

秋季シンポジウム in 大阪



2013.11.3
秋季シンポジウム
場所: 帝国ホテル大阪

日時	2013年11月3日(日)
場所	(シンポジウム会場・懇親会会場) 帝国ホテル大阪



あとがき

税経東池袋分室で長年お世話になっていた間瀬銑冶様が前 164 号をもって退職されました。全国青税の広報誌も相当長い期間に渡ってご尽力頂いたと聞いております。私個人といたしましても、7 年前に私が神奈川青税の広報部長を仰せつかり、何

もわからない私をサポートして頂きました。青税に携わってきた多くの方がお世話になって来たはずです。最後に、全国青税を代表して私に感謝の言葉を書かせてください。

間瀬様、本当に長い間ありがとうございました。今後も壮健にご活躍されることを心よりお祈りしております。

広報部長 金井浩一